

3

医療保険制度③

医療保障制度の体系、健康保険法、療養担当規則

学習日

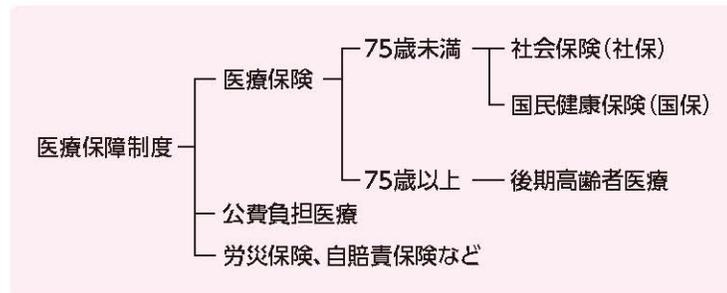


私たちの暮らしを守る社会保障制度には年金保険や医療保険、介護保険、雇用保険などがあります。ここでは医療保障制度の体系と健康保険法について学びましょう。

1 医療保障制度の体系

医療保障制度は、社会保障の諸制度の中の医療に関する部分のことで、病気にかかったりケガをした人が容易に医療を受けられるように保障しようというものです。医療保障制度の中にはさまざまな**保険**制度があり総合的に運営されています。

医療保障制度は次のように体系づけられています。



ここからは、医療保険制度について詳しく学習しますが、ほかに次の制度などがあります。

- ・公費負担医療……国や自治体が法律や条例のもとで行う医療
- ・労災保険……労働者の職務上における病気・および通勤途上のケガを対象とする保険
- ・自賠償保険……交通事故による被害者のケガを対象とする保険

2 健康保険法

日本の医療保険制度は、大正11年(1922年)の「健康保険法」の制定に始まります。当初は特定の職場で働くほんの一部の人だけが対象でした。その後、昭和36年(1961年)には国の制度として、すべての国民が医療保険の適用を受けられるようになりました。これを「国民皆保険制度」といいます。医療保険は「健康保険」とも呼ばれています。

用語

保険

失業・災害・死亡・病気やケガなどの事故に備えて、多くの加入者が保険料を出し合い、加入者に事故が生じた場合の経済的負担を軽くしようとするしくみです。

参照

公費負担医療・労災保険

「ユニット13 その他の医療保障制度①」「ユニット18 その他の医療保障制度②」で学習します。

3

療養担当規則

保険診療や保険調剤を行うためには、健康保険法に基づいて定められた規則を守らなければなりません。

保険医療機関・保険医が守るべき規則を「**保険医療機関及び保険医療養担当規則**」(通称「**療担規則**」)といい、保険薬局・保険薬剤師が守るべき規則を「**保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則**」(通称「**薬担規則**」)といいます。

療担規則は適正な保険診療を確保するため、保険医療機関、保険医が守るべき規則を定めた厚生労働省令です。

全24条から成り、次のような項目が定められています。

- ・療養の給付の範囲
- ・受給資格の確認
- ・特定の保険薬局への誘導
- ・領収証等の交付
- ・帳簿等の保存 など

参照

療養担当規則・薬担規則
「資料ブック」参照

知 っ と ク コ ラ ム

国民皆保険とフリーアクセス

日本の医療制度の柱となっているのは、国民全員を公的医療保険で保障する「国民皆保険」制度です。昭和33年(1958年)に「国民健康法」が制定され、昭和36年(1961年)に国民健康保険事業がスタートしました。

国民は国民健康保険や社会保険など、すべて何らかの医療保険に入る義務があり、その保険料と引き換えに自己負担割合が低い医療費で高度な医療を受けることができます。国民皆保険を維持するために、公費も投入されており、この制度のおかげで、世界最高レベルの平均寿命と保険医療水準を保っているのです。

また、国民皆保険制度の大きな特徴として、「フリーアクセス」があります。患者さんは健康保険証があれば、原則として日本全国のどこの保険医療機関でも受診できます。私たちが当たり前のように、家から近いかどうか、病院の雰囲気はどうかなど、さまざまな条件で病院を選べるのも「フリーアクセス」の恩恵なのです。

これが 大切

- ✓ 社会保障制度の中の医療に関する部分が医療保障制度である
- ✓ 医療保険は健康保険とも呼ばれる
- ✓ 75歳未満が加入する医療保険は、社会保険と国民健康保険に大別される

29

初・再診料①

初診料算定のルール

学習日

/

診察の際に算定する外来の基本診療料には、大きく分けて初診料・再診料の2つがあります。それぞれの算定のしかたについて学びましょう。

1 初・再診料算定の共通ルール

診察には初診と再診があります。

診察
初診: ある傷病の1回目の診察
再診: 2回目以降の診察

- (1) 1医療機関ごとに、1回の診察につき1回算定します。
- (2) 同じ医師が同時に2つ以上の傷病について診察を行った場合も、1回として算定します。

用語

診察

医師が、問診(患者さんから症状を聞くこと)、視診(患部を眼で確認すること)、触診(患部に触ったり、押したりして診察すること)、打診(患部を軽くたたいて反応を見たりすること)、聴診(聴診器を体にあてて音を聴いて診察すること)などの方法で、患者さんの病気・ケガの状態を確認し、検査結果などとあわせて治療の方針を決めることを診察といいます。

2 初診料

1 初診料の算定ルール

所定点数 + 加算
・乳幼児
・時間外、休日、深夜
・特例(小児科特例、夜間・早朝等)
複数科受診時の初診料

プラスα

1回の診療

医療機関の玄関から入ってからの入場までをいいます。

プラスα

医科・歯科併設の医療機関

歯科の場合は、医科とは全く別の点数算定を行うため、初・再診料も別々に算定します。

用語

所定点数

6歳以上の患者さんに、診療時間内に診察を行った場合の点数です。

病気やケガに対する1回目の診察を初診といますが、初診料を算定するのは、次の場合です。

初診料算定 → 他に診療継続中の傷病が1つもない場合

【例】

次はカルテの傷病名欄を簡略化したものです。それぞれの日に診察を行った場合、初診料が算定できるのはいつかを考えてみましょう。

傷病名	開始	終了	転帰
A病	4月1日	4月8日	治ゆ
B病	4月1日	4月14日	治ゆ
C病	4月11日	4月18日	治ゆ
D病	4月25日		

診察日

4/1 4/5 4/11 4/15 4/25 4/28

傷病の開始と終了の状況を図で示すと次のようになります。



これが **大切**

- ✓ 診察が行われた際、初診料または再診料のいずれかを算定する
- ✓ 他に診療継続中の傷病が1つもない場合、初診料を算定する